

第 173 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 30 年 2 月 19 日(月)18:00~20:50
場 所	環境局研修会館
議 題	神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書に関する審議（第 8 回）
出席者 35 名	◇審査会委員：11 名 市川委員，岡村委員，沖村委員，川井委員，島委員，島田委員，武田委員 藤川委員，藤原委員，増田委員，山下委員
	◇環境局職員：13 名 斉藤環境保全部長，田中環境貢献都市課長，八木環境計画・エネルギー政策担当 課長，磯部環境保全指導課長，植木水・土壌環境担当課長，中村自然環境共生課長 他事務局 7 名
	◇兵庫県：2 名
	◇事業者：8 名 (株)神戸製鋼所 電力事業部門 西日本電力プロジェクト部 木本部長 他 7 名
公開・ 非公開	一部非公開（傍聴人 9 名，報道関係者 1 名）

○開会

【議 長】 本日は，先生方にはお忙しいところ，ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから，第 173 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。本日は，神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書に関する審議を予定しています。

傍聴人の方々は，お手元のファイルにある注意事項を守って，審議の円滑な進行にご協力ください。

それでは，事務局よろしくお願いたします。

【自然環境共生課長】 本日は，審議会答申書の取りまとめの審議を行いますので，決定にあたって過半数の委員のご出席をいただく必要がございます。

委員定数 19 名に対して，現在 11 名の先生のご出席をいただいておりますので，定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

続きまして，資料の確認をさせていただきます。

《提出資料の確認》

【議 長】 この後の議事では，審査会答申書に関する審議を行います。

この情報につきましては、神戸市情報公開条例第 10 条第 4 号に定める審議・検討等情報として、本審査会運営規程第 5 条第 1 項第 1 号にあたるため、非公開での審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

【議長】 ご異議がございませんようですので、後ほど、審査会答申書に関する議論の際には、非公開とする旨の宣言をいたします。

傍聴人の方々にお願いいたします。これ以降の写真の撮影等につきましては、お断りさせていただきます。

それでは、事務局より、事業者の方の紹介をお願いいたします。

《事業者の紹介》

【議長】 それでは、これから本日の資料のご説明をお願いしたいと思いますが、その前に、前回の審査会からの経緯を確認させていただきたいと思います。

前回の審査会で、事業者の方から準備書等に関する自主検証結果についてご説明いただきましたが、資料によって記載された値が異なる箇所がございました。そこで、本日の審査会では、事業者に追加の資料をご用意いただき、今一度、補足説明をお願いすることといたしました。

なお、事業者の自主検証結果に対する兵庫県・神戸市の見解については、後ほど事務局よりご説明させていただきたいと思います。

では、事業者の方より、資料 29 から 31 の説明をお願いします。

《事業者より、

資料 29 「神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画 環境影響評価準備書」及び「補足説明資料」記載内容の修正に関する補足説明について

資料 30 「神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画 環境影響評価準備書」及び「補足説明資料」記載内容の修正(修正理由追記)

資料 31 「神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画 環境影響評価準備書」についての意見の概要と事業者の見解の一部補正

の説明》

【議長】 ただいまのご説明に対して、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

【委員】 前回、微量物質の数値の質問をしたことへの対応として、今回、資料 30 で数値の修正の過程を示していただきました。資料 30 の 1-15 ページを見ると、「排出率を算出するためのエクセルに入力した計算式が間違っていた」と書か

れていて、その誤りによりヒ素とベリリウムとマンガンについて数値が誤っていたとされています。一般的に、エクセルを用いて計算するときは、この資料に書かれている6物質全てで同じように数値を間違えるはずですが、なぜ間違いが3物質のみだったのでしょうか。

【事業者】 ご指摘のとおり、6物質全てで計算式の誤りがありましたが、元の数字の誤りの程度により、実際に数値に修正が生じたものはこの3物質だけになりました。

【委員】 そういうことであれば、数値が修正されていないクロム、水銀、ニッケルについても、排出率を算出するためのエクセルの計算式は間違っていたけれども、数値は変わらなかったということでしょうか。

【事業者】 はい。

【委員】 そうであれば、数値は変わらなくてもそのように書いていただく必要があると思います。また、修正後の数値を見ると、排出割合が低くなる方向に計算式が誤っていたように読み取れるのですが、ベリリウムのみ修正後の数値が増加しています。普通は全ての物質で同じ傾向を示すと思うのですが、ベリリウムだけ傾向が異なっているのはなぜですか。

【事業者】 この測定は既設の神戸発電所で複数日行いましたが、別の日の測定データを入力しているセルを誤って参照してしまいました。項目によっては、平均値を上げる結果もあれば下げる結果もありました。

【委員】 計算式が間違っていたのではないということですか。

【事業者】 はい。資料にも書いておりますが、参照セルを間違っていました。

【委員】 資料30の別紙1-1に正誤表がついています。「1-1予測諸元」表の「神戸発電所の排出ガス中の微量物質濃度」のヒ素の欄を見ると、修正により排ガス中濃度が約2倍に増えています。それにもかかわらず、先ほどの資料30の1-15ページで、ヒ素の大气への排出割合が2倍になっていないのはなぜですか。

【事業者】 石炭使用量には複数日のデータがあり、その平均をとって統計的に処理しているため、1つのデータが2倍に変わっても排出割合は同じように2倍にはなりません。

【委員】 そうであれば、石炭使用量と排ガス量を掛けたものが2分の1程度間違えていたということですか。排ガス量と石炭使用量をそのレベルで間違えることはあり得ないと思います。

【事業者】 もう少し補足させていただきます。この排出割合を求める際に19回測定を行っています。そのうちの1回が間違えており、平均をとると委員からご指摘のあったほどには影響しません。

【委員】 別紙1-1の石炭使用量と排ガス量の欄には日付が書かれていますが、排ガス中濃度の欄には日付が書かれていません。「排ガス中濃度」とはどういう意

味の値ですか。

- 【事業者】 日付が入っていませんが、ある測定日の濃度です。
- 【委員】 測定した19日のうちの1日だけ間違っていたのですか。
- 【事業者】 そのとおりです。
- 【委員】 分かりました。
- 【委員】 資料29の2ページに、自主検証開始以前に判明していた誤りが13件あったと報告されていますが、これは審査会の途中で訂正資料として提出されていると理解してよいでしょうか。この誤りについてはどの段階で分かり、どの段階で修正されたのでしょうか。
- 【事業者】 本来このような自主検証がなければ、神戸市の審査会で間違えていた箇所について報告しようと思っておりましたが、まだ審査会には提出できておりませんでした。
- 【委員】 審査会には、修正されていない資料が提出されていたということですね。
- 【事業者】 そうです。当然、準備書提出後の修正になりますので。
- 【委員】 資料30の別紙1-2で分析結果報告書の値が「速報値のままであったことから」と書かれていますが、この部分の意味が分かりません。分析結果報告書と計量証明書は別物と理解してよろしいでしょうか。
- 【事業者】 これは委託先である環境総合テクノスが準備書をできるだけ早く取りまとめるために、測定結果の速報値が出た段階で、コベルコ科研からその速報値をFAXで送ってもらうようにしていたとのこと。その後、コベルコ科研が最終的な分析結果報告書を作成する段階で測定結果を確認した際に、記載の誤りに気付いたため、分析結果報告書には正しい値を記載しました。しかし、環境総合テクノスが準備書をまとめる際には、誤ったままの速報値を使ってしまっていたことが原因でした。
- 【委員】 分かりました。
- 【議長】 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。
- 続いて、事務局より資料32について説明をお願いいたします。

《事務局より、

資料32 (株)神戸製鋼所の自主検証と神戸市・兵庫県のデータ検証の比較

の説明》

- 【議長】 ただいま、事務局から、事業者と県・市のデータ検証の比較及び県・市の見解について説明していただきましたが、これについて、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- 【委員】 県・市の検証結果で判明したものは、ほとんどが転記ミスと、一部計算ミスだったということでしょうか。
- 【事務局】 そのとおりです。騒音・振動の計算に一部誤りがありましたが、県・市では環境影響評価に大きな影響を及ぼすものではなかったと判断させていただ

ております。

【議 長】 他にはいかがでしょうか。

【事務局】 前回の審査会で委員からご指摘のあった件について事務局から補足説明させていただきます。

前回の審査会で、「資料 25 兵庫県によるデータ検証」の水質拡散予測のコンター図について、事業者が作成したコンター図と兵庫県が検証のために作成したコンター図を並べて掲載したほうが、県の検証結果がよりわかりやすくなるのではないかというご意見をいただきました。

これについて、資料を作成した兵庫県とも協議した結果、事業者作成のコンター図と兵庫県作成のコンター図を並べて掲載した補足資料を改めて作成することといたしました。

この資料については、現在兵庫県で作成していただいていますので、完成次第、神戸市の審査会のホームページに掲載させていただく予定です。

【議 長】 よろしいでしょうか。それでは、ただいまから審査会答申書に関する審議を行いますので、これからの審議を非公開といたします。

事業者の方、ご説明ありがとうございました。ご退室いただいて結構です。

《事業者退出》

【議 長】 傍聴者及び記者の方も、恐れ入りますが、資料をお席に置いていただきご退室いただきますようお願いいたします。

《傍聴者，報道関係者退席》

【議 長】 では、準備をお願いいたします。

《スクリーン設置及び答申書（案）の配付》

【委 員】 確認のために教えてください。我々は、当初提出された準備書を前提に議論をしてきましたが、今回、資料 30 に記載されているような準備書の修正が入りました。この修正はどのような取り扱いになるのでしょうか。

【環境保全部長】 修正の内容が予測・評価の結果に大きな影響を与えるものであれば、改めて準備書手続をやり直す可能性もありましたが、データ検証の結果、準備書に記載された予測・評価の結果に大きな影響を与えるものではないという結論に至りましたので、次の評価書段階でこの修正を反映させることになると思います。

【委 員】 資料 30 の別紙 1－1 に「準備書影響」と「補足説明資料影響」という欄が

あります。「準備書影響」が「×」のものは、準備書に反映されない誤りです。しかし、その中には非常に甚大な誤りも含まれているように思います。例えば、追番の 71 のように、そもそものデータが本当に大丈夫なのかと思うぐらいに極端な正誤が多く見られます。他にも、海水と淡水の合計量は合っているけれど、それを分けていなかったというような誤りもあります。

今、事務局がおっしゃったように、これらの誤りは我々がこれまでに審議してきた内容には影響しないとはいえ、予測・評価の元になった部分の誤りが準備書に影響するかどうかという判断自身は我々にはできません。こうしたことから、この正誤表を出されたがために、我々が審査してきた準備書を本当に信頼していいのかという疑念が生じています。また、先ほどの追番 71 は甚大な誤りであるにもかかわらず、修正の理由が書かれていません。

それに、傍聴者もこれだけバックデータに誤りがあるということが分かっています。以前、我々は準備書の内容が正しいという前提で判断すると言いましたが、この正誤表を見てしまった後では、神戸製鋼所やコベルコ科研に対する信頼性が揺らいでいると言わざるを得ません。

【委員】 転記ミスやエクセルの参照セルを間違えたとの報告がありましたが、お金ももらって委託されている会社として基本ができていないと思います。個人が特殊な状態でたまたまミスをしたということであればよいのですが、神戸製鋼所の環境防災部も環境総合テクノスも同じように誤って転記したと言っています。それにも関わらず、資料 31 の 37 ページでは、「なお、検証の結果、一部の数値に記載の誤りや集計ミス等があったことから、今後のアセス手続きにおいてはチェック等に万全を期して参ります」と非常に簡単に書かれています。もっと深刻に受け止めるべきだと思います。

【環境保全部長】 これまでにも委員の皆様からかなり厳しい意見をいただいておりますので、それらを踏まえた意見に修正しております。それをご覧いただいた上で、先ほどの委員からのご指摘をさらに入れるかどうかをご議論いただきたいと思います。

【委員】 資料 30 の別紙 1-1 の追番 62, 63 は、どうすればこのような転記ミスになるのか分かりません。これを転記ミスとして認めていいのでしょうか。とにかく、資料の信頼性が失われていることを認識して答申書（案）の議論を始める必要があると思います。

【議長】 それでは、答申書（案）の説明をお願いいたします。

《事務局より、答申書（案）「Ⅱ 意見」の前文 の説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

- 【委員】 2ページの8行目に、「データ検証の結果、不適切な処理は確認されなかった」とありますが、やはり先ほどから議論になっている転記ミスやその他の誤りは不適切な処理だと思います。ここの表現は、「そういった不適切な処理はあったが、それが予測結果に影響を与えるものではなかった」というようなものであれば理解できますが、「不適切な処理は確認されなかった」という表現には同意できません。
- 【事務局】 「データ改ざん行為は確認されなかった」としまししょうか。
- 【委員】 あるいは「意図的なデータ改ざん等は確認されなかった」という表現であればよいと思います。
- 【委員】 ここの文章を削って、「データ検証の結果、事業者が実施した準備書等の修正については」としてはどうでしょうか。
- 【委員】 意図的な改ざんは見受けられなかったが、不備が多々見つかったということは書くべきだと思います。そうでなければこれだけの補足説明資料は出てこなかったと思います。
- 【委員】 改ざんの有無を確かめている過程で不備が出てきたということが分かるようにした方がよいと思います。改ざん行為はなかったということと、検証の過程で不備がたくさん出てきたということを別々に書いてはどうでしょうか。
- 【委員】 市と県が行った検証は、意図的な改ざんの有無に関するものであり、検証の結果、そのような行為は確認されなかったということなので、それについては書いたほうがよいと思います。その上で、検証の過程でデータの不備がたくさん見つかったということとを切り離して書いたほうがよいと思います。
- 【委員】 資料32の最後には「不適切な処理は確認されなかった」と書いています。市と県がどのように考えているかが重要だと思います。
- 【委員】 「不適切な処理」という言葉の意味がはっきりしないですね。
- 【事務局】 ここでいう「不適切な処理」とは、意図的なデータ改ざん行為という意味で使っています。
- 【環境保全部長】 先ほど、委員からご指摘のあったように、データの記載ミスも含めて不適切な処理ととらえるのであれば、ここの「不適切な処理」という表現は審査会意見としてはふさわしくないことになると思います。神戸市としては意図的なデータ改ざん行為はなかったという趣旨で「不適切な処理がなかった」という表現を用いましたが、審査会意見では、委員からご指摘があったように「意図的なデータ改ざん行為」としたほうがよいと思います。
- 【委員】 そうであれば、資料32に記載された表現は誤解を招くので、そちらも修正したほうがよいと思います。
- 【環境保全部長】 前回の審査会でお示しした資料23でも同じような表現を用いています。
- 【委員】 もう一つよろしいでしょうか。審査会の途中ですでに分かっていた修正を、事業者が審査会で報告しなかったことは意図的な隠蔽だと言われてもおかし

くない行為だと思います。意図的な改ざんはありませんでしたが、その13件の修正については確実に不適切な行為があったのだと思います。我々が気づかなかったことも問題かもしれませんが、修正が必要なことが分かっているのに報告しなかったということは大きな問題だと思います。

【環境保全部長】 確かに、資料32には「不適切な行為が行われていないことを確認した」と書いておりますが、ご指摘を踏まえて、審査会意見としては「意図的なデータ改ざん行為は確認されなかった」という表現にさせていただきたいと思いません。

【委員】 これだけデータの間違いがあったのに、結果に影響がなかったのはたまたまだと思います。その点もはっきりさせた方がよいと思います。

【環境保全部長】 「意図的なデータ改ざん行為は確認されなかった」という文章の後に、データの資料等に修正が多いという点を指摘しておくべきかと思いません。

【委員】 1行目の「概ね適切に実施されている」と書くことには抵抗があります。

【委員】 今回転記ミスと報告されたような修正が全くないという前提で、これまで準備書の内容を審議してきました。事業者はその点を重大に感じていないようです。事業者は、転記ミスのようなことはいつもあることのようにおっしゃっていますが、そういった姿勢を見ると事業者に対する信頼が揺らいでしまいます。

【委員】 確かに、事業者の対応が誠実でないという気がします。

【委員】 転記ミスの数値にも大小の差がありますが、数値の桁が違っていることが本当に転記ミスと言えるのでしょうか。転記ミスという言葉自体について、もう少し説明があってもいいと思いません。

【委員】 事業者の方に意識を変えていただくような意見にしたいです。

【委員】 たまたま製品データ改ざん行為があったからこういう形で誤りが判明しましたが、もしそれがなければそのまま通ってしまっていた可能性もあります。次は評価書ですが、準備書については修正せず補足説明で済ませてよいのでしょうか。

【環境保全部長】 予測・評価には大きな影響はなかったため、準備書はこのまま修正されず、評価書において適切に修正されることになると思いません。

【委員】 一番上の「概ね適切に」を削除しますか。

【委員】 文章の順番を入れ替えてはどうでしょうか。「製品データ改ざん行為があったために検証した結果、データの改ざん等はなかった。」という文章を最初に持ってきて、その後に「しかし、検証の過程で多くの間違いが出てきた」と続け、その上で、先ほど事務局が説明されたように「評価の結果には影響はないが、温排水への影響があることを十分認識し」という順序にしてはどうでしょうか。

【環境保全部長】 おっしゃるとおり、準備書については問題があったということを全面に書い

て、「概ね適切」という言葉は抜いても構わないと思います。

【委員】 私は抜いたほうが良いと思います。

【委員】 2ページの10行目で、「審査会にて補足資料が求められた」と書いてありますが、本来は事業者から先に出してもらわなければいけないデータだったと思います。具体的に言うと、海水温のデータについて、事業者は最高水温に関する実測データを持っていました。騒音などであれば一番高かったときの測定結果を利用していますが、水温についてはそういうやり方をしていないので、安全側の計算にはなっていませんでした。これは審査会から補足資料を求めたことで、その問題がよりはっきりしてきましたので、元のやり方に少し問題があったのではないかと思います。

【委員】 準備書に誤りがあることが分かっていたにも関わらず、審査会にデータを出さなかったことも含めて、事業者の対応に誠実さが感じられないということをもう少し書いたほうが良いのではないかと思います。そうすることで、結びの文章にもつながってくると思います。

【議長】 それでは少し文言を考えておいていただいて、次の説明をお願いします。

《答申（案）「Ⅱ 意見」の「1 全般的事項」の修正箇所について説明》

【議長】 今のところはいかがでしょう。

【委員】 4ページの22行で、住民への説明を「事業の必要性」についてだけ書いていますが、例えばここに周辺環境への影響なども入れなくてよいでしょうか。良い面も悪い面も含めて十分な説明をしてもらわなければいけないと思います。

【環境保全部長】 おっしゃるとおりだと思います。

【議長】 他にはいかがでしょう。よろしいですか。何かありましたら後からでもお願いします。では、次をお願いします。

《答申（案）「Ⅱ 意見」の「2 個別的事項」の修正箇所 の説明》

【議長】 ここについては、いかがでしょう。

【委員】 白煙の発生を抑えるためにはエネルギーを必要とするので、実際の対策には難しい面があります。そういう前提はあるのですが、白煙が景観に及ぼす影響、すなわち冬の白煙が顕著なときに、どのような景観になるのかということが十分に検討されていないように思います。白煙が年間で何日ぐらい発生するのかというデータは追加で提出されましたが、景観としてはほとんど検討されていません。したがって、白煙が景観に及ぼす影響も評価してほしいと思います。

【委員】 4ページの22行目の住民等の関係者に対する説明ですが、審査会委員だけ

ではなく、住民に対しても誠意がないと思います。ですから、そのあたりの意見が事業者に伝わるようにしてもらえると、あまり論争も起こらずに事業ができるのではないかと思います。

地球温暖化対策については、環境省と経済産業省の間に溝があります。私も、配慮書のときから「今の時代に石炭火力発電所を作る必要があるのか」と言ってきましたが、どうしても事業を実施するのであればもう少し誠意を持って実施してほしいと思います。

【環境保全部長】 「分かりやすく丁寧な説明を誠意を持って行い」というような文言でしょうか。

【委員】 はい、そういった言葉を入れてもらえるといいかと思います。

《事務局より、答申（案）「Ⅱ 意見」の「1 全般的事項」を読み上げ》

【委員】 地震・津波などによってもたらされるのが災害なので、「地震・津波」イコール「災害」ではないと思います。

【委員】 「地震・津波等による災害・事故」はどうですか。

【委員】 「災害」と「事故」は少し性質が違うと思います。

【事務局】 それでは「地震・津波等による災害や事故」としましょうか。

【委員】 委員の皆さんのご意見を集約した形で「Ⅱ 意見」の前文の修正案を作ってみましたので、読み上げます。

「平成 29 年 10 月に発覚した事業者の製品の性能に関する検査数値の改ざん行為は、事業者全体の信用を大きく損なうものであった。

問題発覚後に神戸市と兵庫県が連携して実施した準備書等に関するデータ検証の結果、意図的な改ざんは見られなかったものの、検証の過程で不適切な転記や杜撰な処理が数多く散見され、事業者が実施した準備書等の修正については、直ちに審査委員の理解を得られるものではなかった。

さらに、審査会にて準備書で記載されるべき補足資料が求められたことや、公聴会にて事業者の情報公開の姿勢に対する意見が公述されたように、準備書に係る事業者の情報提供は不十分であると言わざるを得ないが、本事業に係る環境影響評価については、おおむね適切に実施されている。しかし、温排水に係る環境影響が懸念される等、周辺環境への影響が一定程度生じるおそれがあることを十分認識し、本事業の実施に当たっては環境に配慮したより適切な環境保全措置を検討し、実施していく必要がある。

事業者はこれらのことを真摯に受けとめ、今後は適切な情報提供並びに誠実な説明によって信頼の回復に努める必要がある。」

【委員】 検証過程の結果を入れることに賛成です。資料 32 の 4 ページに書かれている兵庫県・神戸市によるデータ検証の結果で、「準備書基礎データについてデ

ータの転記ミスや計算ミスが確認された」ことや、「予測値の計算過程を確認した結果、振動予測計算の一部を除き、問題がなかった」ことが書かれていますので、検証の過程はこうだったということを加えたほうがよいと思います。

また、「不適切な転記や杜撰な処理」の部分について、もう少し具体性を持たせた上で、それを踏まえてデータを全て検証した結果、不適切な処理は確認されなかったとつなげるとよいと思います。

【委員】 「概ね適切に」という部分が気になります。「本事業に係る環境影響評価は結果としてデータ検証以前と大きな変更はなかった」といったように、事実だけを書けばいいのではないのでしょうか。

【委員】 「情報提供が不十分であると言わざるを得ない」で段落を変えてはどうでしょうか。また、「概ね適切に実施されている」という文言には少し抵抗があるので、例えば「評価の結果に大きな影響はない」としてはどうでしょうか。

【委員】 あるいは「大きな齟齬がない」としてはどうでしょうか。

【事務局】 他のアセス案件に対する答申では、事業者が行った予測・評価に対する審査会としての評価を記載していますが、このままでは、この図書について審査会としてどのように判断したかということが読み取りにくいように思います。

【委員】 「全くだめとは言えない」といった二重否定はどうですか。

【環境保全部長】 「不適切とは言えないまでも」などでしょうか。

【委員】 「大きな瑕疵がなかったと言えるが」はどうでしょうか。

【委員】 文章を続けるのであれば、「さらに」の段落の前に移動させたほうがいいのではないのでしょうか。つまり、「直ちに審査会委員からの理解を得られるものではなかった。しかし、環境影響評価の結果についてみれば、大きな瑕疵はなかったと言わざるを得ない。」としたほうがよいと思います。

【委員】 瑕疵というよりも、環境影響があったかどうかという点について意見を述べないといけないと思います。

【議長】 環境影響の手法に重大な誤りはなかったとは言えるのではないですか。

【委員】 「環境影響評価の進め方」としてはどうですか。

【委員】 後からデータを出されているので、決して進め方が妥当だったわけではないと思います。

【委員】 「進め方」という言葉は必要なのでしょうか。

【委員】 ここで進め方の話をしても仕方がないと思います。準備書の内容が適切であるかどうかをどこかで言う必要があると思います。

【委員】 そうであれば、やはり二重否定の表現がいいのではないのでしょうか。

【委員】 例えば「不適切だったとは言えない」といった言い方ででしょうか。

【委員】 先に申し上げますが、その2行下の「準備書に係る情報提供は不十分であると言わざるを得ない」という部分ですが、情報が不十分なまま判断したのかということになるので、その表現も少し考えていただきたいです。

- 【委員】 審査会としては必要な資料を要求したわけですから「情報提供の姿勢が不十分だった」でもよいのではないのでしょうか。
- 【委員】 しかし「不十分である」と書くと、審査会として不十分なまま判断したのかと受け取られかねないのでよくないと思います。
- 【委員】 「審査会において本来準備書に記載されるべき資料の提出が求められたことや、公聴会にて意見が公述されたように、準備書に係る事業者の情報公開の姿勢には問題があると言わざるを得ない」を最後の段落の前に移動させたほうがよいと思います。
- 【環境保全部長】 「環境影響評価については、概ね適切に実施されている」の部分は、「環境影響評価の結果については不適切とまでは言えないものの」にしたほうがよいのでしょうか。
- 【委員】 この部分は、最後にもっていくほうがいいでしょう。
- 【委員】 「不適切な転記は」の部分は、「実測データや予測結果に関して不適切な転記は」というような形容詞をつけないと少し言葉が足りないと思いますし、それであれば「データ検証に意図的な改ざんは見られなかった」だけのほうが直接的で分かりやすいと思います。
- 【委員】 神戸市と兵庫県だけでなく、事業者の自主検証も入れておかないといけないのではないのでしょうか。
- 【環境保全部長】 「不適切な転記」を「転記ミス」としてはどうでしょうか。
- 【委員】 「転記の誤り」でいいのではないのでしょうか。
- 【委員】 「数多く散見され」もおかしいですね。
- 【委員】 「数多く見られ」でいいと思います。
- 【委員】 「見られた」として一旦切ったほうが分かりやすいと思います。
- 【委員】 「杜撰な処理」は何の処理か分かりにくいと思います。
- 【委員】 「杜撰なデータ処理」のように具体的に書いたほうがいいでしょうね。
- 【自然環境共生課長】 冒頭の「平成 29 年 10 月に発覚した」の部分ですが、「準備書の審査中である平成 29 年 10 月に発覚した」と書いたほうが、アセス手続期間とデータ改ざん時期の関係が分かりやすくなるかと思います。
- 【事務局】 修正後の文章を読み上げさせていただきます。
- 「本事業に係る環境影響評価準備書の審査中である平成 29 年 10 月に発覚した、事業者の製品の性能に関する検査数値の改ざん行為は事業者全体の信用を大きく損なうものであった。
- 問題発覚後に、事業者が実施した自主検証及び神戸市と兵庫県が連携して実施した準備書等に関するデータ検証の結果、意図的な改ざんは見られなかったものの、検証の過程で転記の誤りや杜撰なデータ処理等が数多く見られた。また、事業者が実施した準備書等の修正の内容は直ちに審査会委員の理解を得られるものではなかった。

さらに、審査会にて、本来準備書に記載されるべき資料の提出が求められたことや、公聴会で意見が公述されたように、準備書に係る事業者の情報提供の姿勢には問題があると言わざるを得ない。事業者は、これらのことを真摯に受けとめ、今後は正確な情報提供、並びに誠実な説明によって信頼性の回復に努める必要がある。

環境影響評価の結果については、不適切とまでは言えないものの、今後、事業者は温排水に係る環境影響が懸念される等、周辺環境への影響は一定程度生じるおそれがあることを十分認識し、本事業の実施にあたっては、環境に配慮したより適切な環境保全措置を検討し、実施していく必要がある。」

- 【委員】 「今後、」という言葉は要りますでしょうか。
- 【環境保全部長】 そうですね、要らないと思います。
- 【委員】 「不適切であるとまでは言えないものの」の部分ですが、「不適切とは言えない。しかし」のほうがよくないでしょうか。
- 【委員】 そちらのほうがよいですね。
- 【委員】 「検証の過程で転記の誤りや杜撰なデータ処理等が数多く見られた」の部分は「確認された」のほうがいいと思います。
- 【議長】 いかがでしょうか。これで決定ということによろしいですか。それではこの修正内容のとおりとさせていただきますと思います。
- 最後に、個別事項は前回からほとんど変わっておりませんが、いかがでしょうか。
- 【事務局】 個別的事項の変更点は、先ほどご説明したCO₂と水蒸気のところです。先ほど委員からいただいたご意見を踏まえて事務局で修正しましたので、ご確認いただきたいと思います。
- 「冬季に発生する水蒸気による白煙については、本事業実施区域周辺の景觀に少なからず影響を与えるおそれがあるにもかかわらず、十分に予測評価されていない。評価書において、適切に予測評価するとともに、可能な限り出現を抑制するための運転管理に努める必要がある。」
- 【委員】 文末は「望ましい」でいいのかもしれないですね。
- 【委員】 準備書で予測されていないのであれば、「十分に」という文言は要らないと思います。
- 【議長】 よろしいですか。それでは、この修正内容で後日、私と事務局で細かい表現等を精査して、環境影響評価審査会答申書としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《出席委員の同意》

- 【議長】 ありがとうございます。それでは、これで答申書とさせていただきます。

それでは、本日の資料の取り扱い及び今後の予定について、事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】

本日の非公開審議でお配りいたしました答申書（案）につきましては、一旦非公開資料とさせていただきます、答申書の公表後に公開させていただきます。

また、本日ご意見いただいた答申書を議長と細かい文言修正をさせていただいて、後日、神戸市長あてにご提出いただきたいと思います。と存じます。

その後、答申書の内容を踏まえて市長意見を作成し、兵庫県知事に送付するという予定になっております。

以上で本日の審査会を終了させていただきます。遅くまでご審議いただき、ありがとうございました。